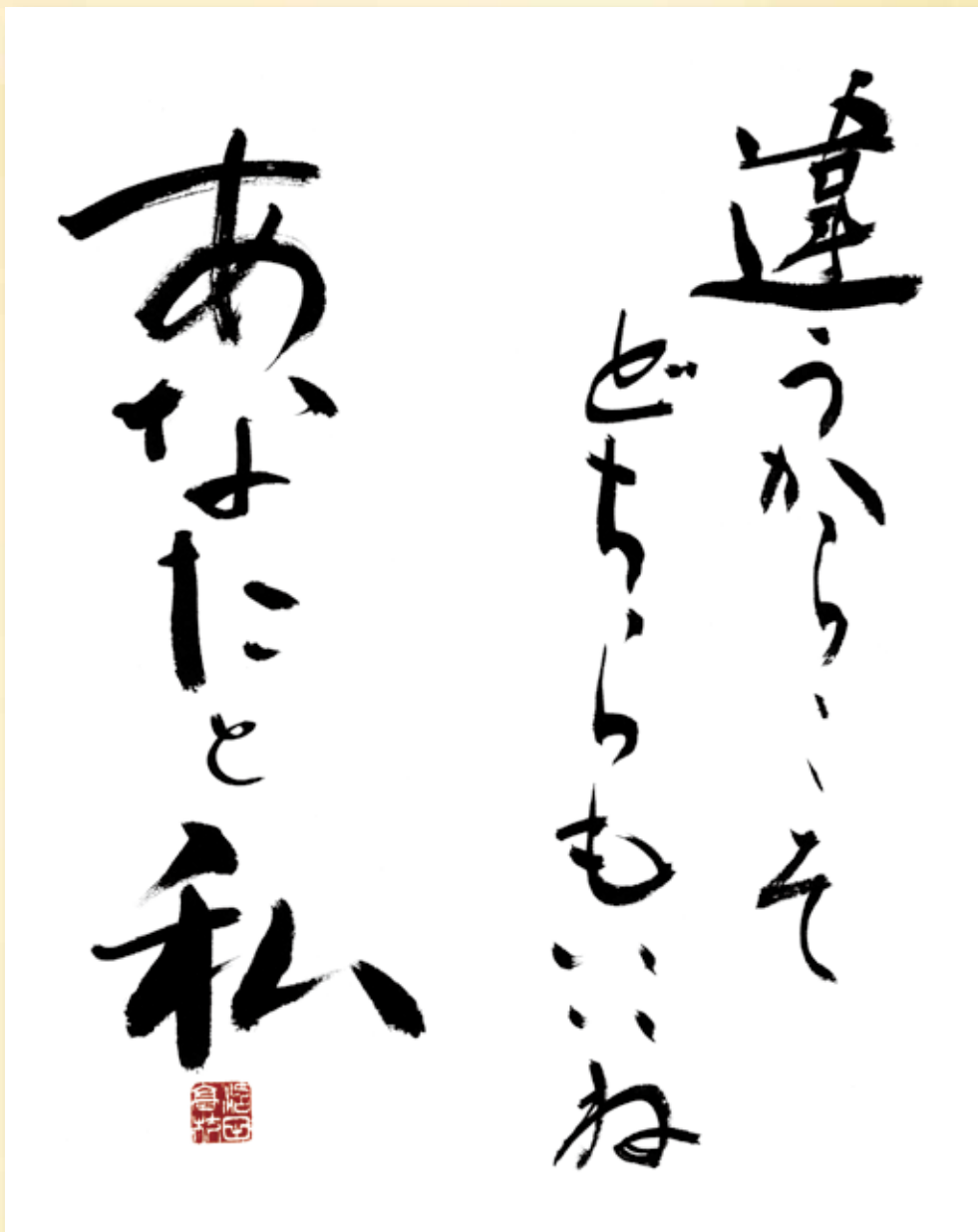


# みんな大事なひとり

市民と人権 2022

広島市人権啓発ポスター(令和4年度) 協力:広島市立沼田高等学校書道部



特集

インターネット・SNSによる人権侵害  
～加害者にならないために～……………P2～P3

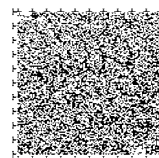
様々な人権課題……………P4～P6

- ・職場における人権 広島市人権研修講師派遣
- ・啓発活動重点目標・啓発活動強調事項 広島市人権研修用の資料の貸出
- ・部落差別(同和問題) 広島市パートナーシップ宣誓制度
- ・感染症に関連した差別や偏見
- ・性的マイノリティ

人権相談窓口……………P7～P8

- ・全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口
- ・各区役所での人権相談
- ・インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口 【参考】侮辱罪の法定刑の引上げ

広島市



音声コード Uni-Voice

# インターネット・SNSによる人権侵害 ～加害者にならないために～

インターネット・SNSの普及により手軽にコミュニケーションをとることができ、交流の場を拡げることができるようになりました。その一方で、インターネット・SNS上での誹謗中傷、プライバシー侵害などが発生しています。

令和3年度に開催した市民向けの人権啓発講座（人権啓発市民講座）では、インターネット・SNSによる人権侵害の内容と問題点、その解決に向けて私たちにできること、加害者にならないために気をつけるべきことなどについて学びました。

## 「人権」という考え方を解きほぐそう

### ① 社会のルール 法律と倫理・道徳

「ルール」と言うと、すぐに「法律」を思い浮かべるかもしれません。しかし、「倫理・道徳」も、社会のルールとしてとらえることができます。

みんな法律について詳しく理解していなくても、「正しいこと」「不正なこと」「善い行い」「悪い行い」は判断できます。こうした日常的な判断の「物差し」が倫理や道徳です。しかし、なじみすぎていてみんな無自覚にこの「物差し」を使っています。個人やグループで「正しい」「このぐらい平気」と思っていることが社会の規範とずれてくることもあり、日常的な判断の「物差し」について、自覚的に考えていくことが大切です。

### ② 科学技術のルール 科学と倫理・道徳

科学的に考えれば私たちは幸せになることができると考えていませんか。

科学的思考は、科学技術を発達させます。しかし、科学技術それ自体は、私たちが「どうすべきか」という行動の指針を与えてくれません。科学技術と人権の関係を考える上でも、倫理的思考が大切なのです。

私たちは他者とともに生きるためには「どうすべきか」、この世界を望ましいものにするには「なにをすべきか」、考えなければいけません。

倫理的思考は、私たちが他者と共生し、望ましい世界を実現する方向で科学技術や法律を形成する原動力なのです。

思考	科学的思考	倫理的思考
内容	事実を正確に記述	倫理的価値観の表明
表現	～である	～は善い/正しい/すべきだ ～は悪い/不正だ/すべきではない
評価	真偽を確認 (客観的な視点)	善悪・正邪の判断 (他者の視点)
効果	世界を正確に理解する	世界をよいものへとつくりかえる

### ③ 権利と義務ってどんな関係？

権利(right)は、無制限に認められるものではありません。正当な(right)根拠から主張されるもので、お互いが幸せに暮らしていくために認め合うのが権利です。正当性は、公共の福祉、普遍的な理念に照らして判断されなければならないのです。正当な権利が主張されたのであれば、主張された側(国や組織)はその権利を保障する義務を負います。

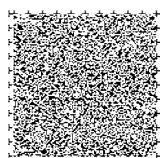
権利と義務は人間が幸せに生活する関係性の網の目のなかで捉えられなくてはなりません。

人権も、人間性を侵害された人が権利を主張し、その訴えを国家や組織、私たちが守る義務を持つという関係性の中で成立します。

### ④ 人権ってなんだろう？

人権 = Human rights (人間の諸権利)です。

人権は人間の尊厳を守るために、誰でも主張できること(理念)であり、人間が長い年月をかけて勝ち取ってきた権利の集合(現実)です。



うえむら たかし  
講師:上村 崇さん

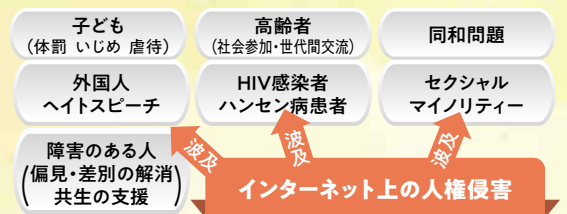
福山平成大学 福祉健康学部教授、附属図書館館長



○講師プロフィール○

2004年に広島大学大学院文学研究科博士後期課程を修了し、博士(文学)を取得。専門は哲学、倫理学、哲学教育、道徳教育、人権教育。

人権を保障する義務を負うかどうかは、公共の福祉に照らして判断します。社会の構造が変化して、人間の理念が拡張するなかで、人権の理念も拡張してきました。しかし、インターネットの発達によって、人権問題が波及・拡散している現状があります。



「情報社会」の「人権」

⑤ インターネット上の人権侵害

インターネットでは同じ価値観をもつ人々が集まる傾向(サイバー・カスケード)があり、自分と異なる価値観をもつ人々やマイノリティの人々を差別する人権問題も起こってきます。

プライバシーや個人情報に関する私たちの感覚はひとそれぞれであり、むやみに自分や他人の情報をインターネットで公開してはなりません。なぜなら、インターネットで一度公開された情報はコントロールできないからです。

インターネットで公開された情報の削除を認める法律もありますが、法律は事後的処理ですから、自分の身は自分で守る必要があります。また、インターネット上で発言する際には表現の自由と公共の福祉のバランスを考えて、人権意識と結びつけて発言する必要があります。



⑥ 「道徳的な」私たち ポスト・トゥルースとポピュリズム

インターネットが発達するなかで、情報の真偽を確かめず、不確かであっても自分が共感する情報だけを受信する「ポスト・トゥルース」の傾向が強まっています。また、不安定な社会状況下では、公正世界信念(行いにふさわしい結果が返るという信念)のバイアス(心理的なクセ)が強まり、秩序を乱すものを一方的に非難する傾向が強まります。秩序の不安定性は、国家など大きな集団への帰属意識をアイデンティティとして求める傾向もあります。ポスト・トゥルースとポピュリズムの台頭は、価値観の異なるひとの対立やマイノリティの排斥を生じさせる危険性があるのです。

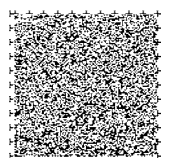
インターネットで情報を受信したり発信したりするときには、自分たちの心理的なクセ(バイアス)を理解して、冷静に物事を判断する態度を身につける必要があります。

⑦ 監視と自由と人権

私たちの個人情報は様々なかたちで収集されています。ビッグデータとして収集された情報は分析・評価されて社会活動の様々な局面で利用されています。

ビッグデータの活用は、未来予測と危険抑止の観点で効果を発揮しますが、その反面、私たちが監視することにもつながります。

これまで、人権は生身の人間のみを対象にしたものでした。これからは、個人情報もデータ人格として保護する必要があるでしょう。これは私たちの人権概念に大きな変更を迫るものです。私たちは、安全・安心と自由のバランスを考える必要があります。



音声コード Uni-Voice

# 様々な人権課題

## 職場における人権

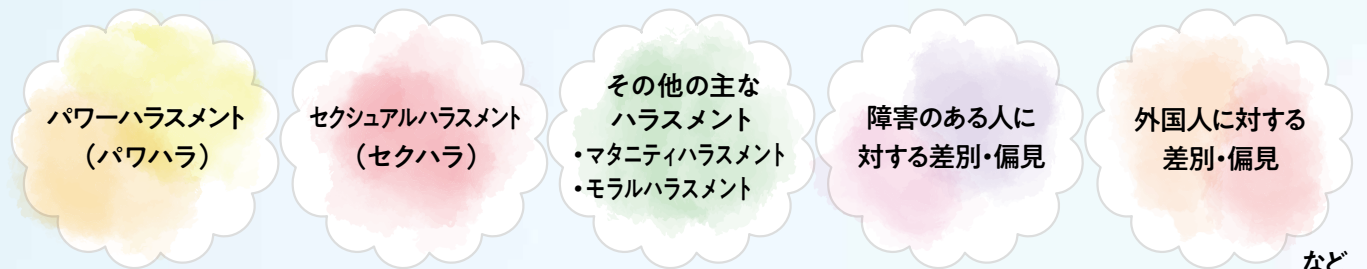
近年、長時間労働による過労死、未払い残業代、セクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別的行為など、企業活動において発生する様々な「人権問題」が社会の注目を集めています。

「人権」の観点から企業活動を見直そうとする動きが高まっており、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり、職場内で人権に関する研修を行うことへの関心が高まっています。

法務省でも、一般の方々を対象とするシンポジウムの開催や、企業等が実施する人権研修への講師派遣などが行われています。

詳しくは、法務省のサイト ([https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00188.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html)) をご確認ください。

### ■多くの企業が直面している社内における主な人権問題



(公益財団法人人権教育啓発推進センター「企業と人権 職場からつくる人権尊重社会」参照)

### ■近年の動き Myじんけん宣言

法務省では、令和3年7月から、「Myじんけん宣言」という特設サイトを開設しています。企業・団体と個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツです。

数多くの企業等の方々が、人権尊重に対する決意を表明しています。



「Myじんけん宣言」特設サイト

(画像提供:法務省人権擁護局、全国人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター)

## 広島市人権研修講師派遣

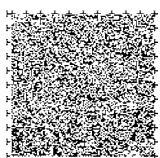
身の回りにある人権問題について、地域や職場などで理解を深めるための研修の場に、本市職員(人権啓発指導員)を講師として派遣しています。

■対象 広島市内のグループの集まり、各種学校・民間団体などの学習会、民間企業での職場研修

■研修会場 主催者においてご用意ください。

■申込方法 まずは、日程や希望テーマなどを広島市人権啓発課にご相談ください。(場合によっては、ご希望に沿えないこともございます。)

派遣費用は無料です。



音声コード Uni-Voice

## 啓発活動重点目標・啓発活動強調事項

法務省では、毎年度「啓発活動重点目標」と「啓発活動強調事項」を定めています。各地方公共団体は、これらの趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた人権啓発活動を行っています。

### ■令和4年度 啓発活動重点目標

「誰か」のこと じゃない。

### ■令和4年度 啓発活動強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 部落差別（同和問題）を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- インターネット上の人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう



## 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題です。結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であったと指摘するなどの事案が発生しています。このような状況のなか、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人一人が、部落差別（同和問題）を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。

## 広島市人権研修用の資料の貸出

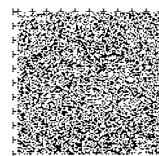
貸出は無料です。

研修会等で利用していただくため、人権啓発DVDや人権啓発パネルの貸出を行っています。（販売はしていません。）DVDやパネルの一覧など、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

### ■DVDの例

作品名	内容
新・人権入門	職場でありがちな人権に関するトラブルシーンをショートドラマで再現
自己尊重のコミュニケーションと職場の人権	コミュニケーション不全が引き起こす職場のハラスメントについて

### ■パネルの例 インターネットと人権（サイズ 41cm×61cm）



音声コード Uni-Voice

# 様々な人権課題

## 感染症に関連した差別や偏見

感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

### ■近年の動き 新型コロナウイルス感染症の正しい知識・最新情報

新型コロナウイルス感染症は誰でもかかり得るものであり、感染者や濃厚接触者、医療従事者、その家族等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害につながるだけでなく、感染防止対策にも支障が生じかねないものです。また、新型コロナワクチンの接種が進む中、接種を受けていない人に対する差別や偏見も生まれています。これは許されるものではありません。

新型コロナウイルス感染症の正しい知識・情報は日々変わっていきます。悪質な行為には法的責任が伴います。不確かな情報や誤った認識からの言動が人権侵害につながることをないように、公的機関の提供する正しい知識、最新の情報をもとに行動することが大切です。

### 【参考】特設サイトURL

法務省 [https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)

内閣官房 <https://corona.go.jp/>

文部科学省 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00122.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html)

厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

※このほかにも、様々な取組が行われています。

## 性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）とは、LGBT（L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシュアル、T：トランスジェンダー）等を含む、性的指向・性自認（性同一性）の在り方が少数派の方々のことです。

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や差別により、職場を追われるなどの人権問題が発生しています。また、性自認（性同一性）に関する偏見や差別により、身体の性と心の性が一致していない人が、周囲の好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も発生しています。

こうした問題について理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

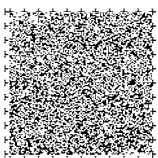


## 広島市パートナーシップ宣誓制度

「広島市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であるという宣誓書を広島市に提出し、広島市がそれを受け取った証として、受領証と受領カードをお二人に交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

宣誓の要件や宣誓方法等、詳しくは広島市ホームページまたは右記のQRコードを読み込んでご覧ください。



音声コード Uni-Voice



※令和3年1月に開始しました。

## 人権相談窓口

相談は無料です。  
秘密は守ります。

### ■全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口

全国各地の法務局では、人権相談を受け付けています。必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。

#### みんなの人権110番


 **0570-003-110**

※この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

受付時間 平日8:30~17:15

#### 女性の人権ホットライン


 **0570-070-810**

※職場でのセクハラや家庭内暴力(DV)など、女性の人権についての専用相談電話です。

※IP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30~17:15

#### 子どもの人権110番

 **0120-007-110**

※学校でのいじめ、家庭での虐待など、子どもの人権に関する専用相談電話です。

※一部のIP電話からは接続できません。

受付時間 平日8:30~17:15

#### Foreign-language Human Rights Hotline (外国語人権相談ダイヤル)

 **0570-090-911**

(Weekdays 9:00~17:00)

対応言語 English(英語) Chinese(中国語)  
Korean(韓国語) Filipino(フィリピン語)  
Portuguese(ポルトガル語)  
Vietnamese(ベトナム語) Nepali(ネパール語)  
Spanish(スペイン語)  
Indonesian(インドネシア語) Thai(タイ語)

#### インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp>

※インターネットでも人権相談を受け付けています(パソコン、スマートフォン、携帯電話共通)。

※端末の環境により、ご利用できない場合があります。



←QRコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。

受付時間 24時間

### LGBT電話相談

電話番号 **082-207-3130**

※(公財)広島県男女共同参画財団「エソール広島」による相談事業です。

※ご家族、パートナー、支援者の方からの相談も受け付けています。

受付時間 毎週土曜日(祝日・年末年始を除く。) 10:00~16:00



### ■各区役所での人権相談

各区役所では、定期的に、人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00~16:00 (1人30分)

相談方法 相談日当日の8:30から電話で予約を受け付けます。(先着6人)

予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

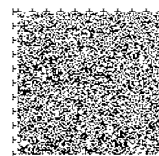
※相談日が祝日、8月6日、8月13日~16日、12月28日~1月4日にあたる場合は相談がありません。

#### 人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長が推薦した者の中から、法務大臣が委嘱するボランティアです。

人権尊重の理念を広めるため、広島法務局内での常設相談や区役所での人権相談などを行っています。そのほか、啓発イベントや街頭での人権啓発活動などを行っています。

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706



音声コード Uni-Voice

## 人権相談窓口

### ■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口

#### インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部の  
サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が  
詳しくお話をおうかがいします

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の  
具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします  
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

(法務省のサイトより引用)

法務省の人権擁護機関以外にもインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口があります。法務省のサイト(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)などを確認していただき、ご自身の希望に添った相談窓口にお問い合わせください。

#### 【参考】侮辱罪の法定刑の引上げ(令和4年7月7日施行)

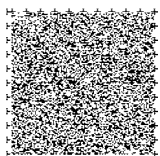
インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっています。

こうした実態への対処として、令和4年6月13日、侮辱罪(刑法第231条)の法定刑を下表のとおり引き上げることを含む「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)が成立しました。侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、同年7月7日に施行されました。

改正前	改正後
拘留又は科料	1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

行政資料登録番号 広G9-2022-350  
主管課 広島市市民局人権啓発部人権啓発課  
TEL 082-504-2165

(この冊子は法務省人権啓発活動地方委託事業で製作しています。)



音声コード Uni-Voice